

議案第 169 号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 1 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 6 項中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

(川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年川崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項の表備考第 1 項中「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第18条の18第1項」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する場合を含む。）」を加える。
(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「修了した保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

(川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）」を加える。

(川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

(1) 指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）

第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに

定める数以上

(川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。